

第3回 輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム会議

次 第

日時 令和8年7月1日（水）午後3時30分～
場所 県庁防災センター308会議室
（オンライン併用）

1 開 会

2 議 題

- （1）輸送資源のフル活用に係る国の政策動向について
- （2）輸送資源のフル活用に係る県の取組みについて
- （3）医療・福祉、教育、観光等の各分野における輸送資源に係る補助制度について
- （4）今後の対応の方向性について
- （5）意見交換

3 その他

4 閉 会

第3回 輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム会議 出席者名簿

日時：令和8年7月1日（水）午後3時30分～
場所：県庁防災センター308会議室

●PTメンバー

区分	No.	団体名		出席者		備考
				職名	氏名	
熊本県	1	企画振興部交通政策課		課長	浦本 雄介	
	2	健康福祉部健康福祉政策課		課長	寺本 和央	
	3	観光文化部観光振興課		課長	楠田 康之	
	4	教育庁教育政策課		課長	永田 健吾	
参加を希望する市町村	5	熊本市	公共交通推進課	主任技師	煤木 美紀	
	6		地域交通支援課	主任主事	長井 宏史	
	7	人吉市交通政策課		係長	宮崎 裕	
	8			主任	永田 雅也	
	9	荒尾市総合政策課		政策推進室長	田中 彰	
	10			副主任	田村 政也	
	11	玉名市地域振興課		課長補佐	池田 和司	
	12	天草市地域政策課		課長補佐	山本 浩平	
	13	菊池市地域振興課		課長補佐	園田 昭博	
	14			主事	安武 実奈穂	
	15	上天草市企画政策課		課長補佐	松下 伊津子	
	16	阿蘇市政策戦略課		係長	吉田 隆範	
	17			主事	築地 大	
	18	合志市企画課		主査	服部 直貴	
	19	産山村企画振興課		課長	平嶋 伸幸	
	20	南阿蘇村政策観光課		主幹	大塚 駿造	
	21	西原村総合政策課		係長	井田 明子	
	22			主事	加藤 敬太	
	23	御船町まちづくり課		課長	高橋 寛敦	
	24	湯前町企画観光課		主幹	射場 絵美	
	25			主事	坂本 優斗	
	26	五木村総務課		審議員	養田 奈々	
	27	苓北町企画政策課		課長	山下 晃弘	
	28			課長補佐	吉村 俊彦	

●オブザーバー

区分	No.	団体名		出席者		備考
				職名	氏名	
国	1	国土交通省九州運輸局交通企画課		課長	小堀 まろり	
	2	国土交通省九州運輸局熊本運輸支局		首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	平野 光祐	
熊本県	3	県央広域本部振興課		参事	徳永 喬久	
	4	上益城地域振興局総務振興課		主事	山本 陽葉	
	5	宇城地域振興局総務振興課		課長	高山 慎太郎	
	6			主幹	村崎 美由紀	
	7	県北広域本部総務振興課		主幹	中尾 太一	
	8			参事	藤本 裕太郎	
	9	玉名地域振興局総務振興課		主幹	上口 幸子	
	10	鹿本地域振興局総務振興課		主事	大藏 千聖	
	11	阿蘇地域振興局総務振興課		課長	田島 慎也	
	12			主事	平川 諒	
	13	芦北地域振興局総務振興課		主幹	田中 さつき	
	14			主事	鈴木 花音	
	15	球磨地域振興局総務課		課長	立山 亮	
	16	天草広域本部総務振興課		主幹	中山 淳嗣	

●事務局

団体名	No.	出席者	
		職名	氏名
熊本県交通政策課 公共交通強化室	1	室長	松田 英生
	2	課長補佐	崎田 雄一郎
	3	主任主事	永野 美月

輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム 第3回会議 【説明資料】

令和8年7月1日(水)

熊本県 企画振興部 交通政策・統計局 交通政策課

- I 令和7年度の実施の振り返り
- II 国の政策動向（法改正、補助制度の創設等）
- III 県の実施
- IV 各分野における補助制度
- V 今後の方向性

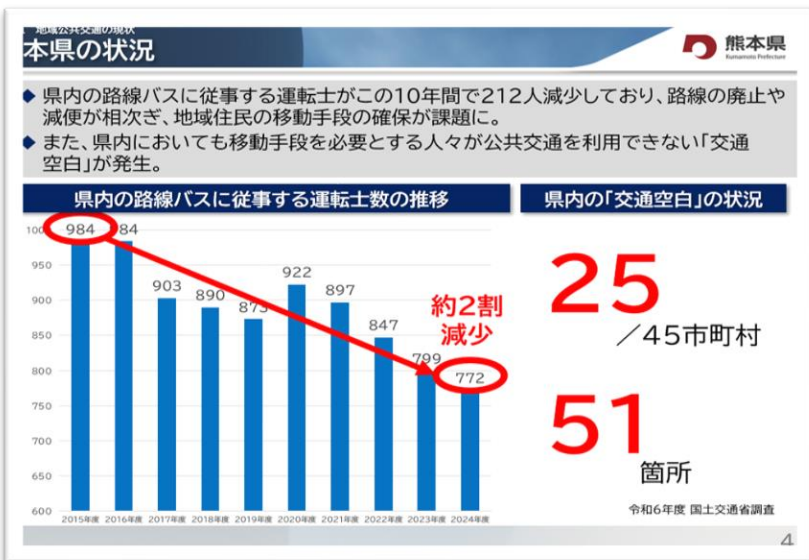
◆ 第1回PTでは県内の地域公共交通の現状や、国の政策動向を共有。

(現状): 令和6年度調査における県内の交通空白地は**51**地区あり、**25/45**市町村が空白地を抱えている状況。

(政策動向): 令和7年12月に開催された国の『「交通空白」解消本部会議』において、交通と医療・福祉・教育等の分野の連携を強化し、**地域の輸送資源をフル活用する方向性が示された。**



● 第1回PTの様子(R8.2.20開催)



交通と医療・福祉・教育等他分野連携による地域輸送資源のフル活用

令和7年12月に開催された同本部において、公共交通の担い手不足による供給制約が強まる一方で、生活に不可欠なサービスを提供する施設の統合・集約が進み、移動需要が増大していることを踏まえ、交通と医療・福祉・教育等の分野の連携を強化し、地域の輸送資源をフル活用する方向性が示された。

「地域輸送資源のフル活用」のイメージ

従前 (Before): 公共交通のほか、スクールバス・病院送迎車など移動需要ごとに輸送サービスを提供。改善後 (After): スクールバス・病院送迎車、路線バス・コミュニティバス、タクシー、コミュニティバスが連携して運行。

改善例1 需給を統合調整
各分野の車両と運転手の空き時間を他の用途に活用出来るよう調整

改善例2 需給を集約
交通モードを路線バスに一本化し増強。各需要の利用者で共同利用(混乗)

「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

- **新たな制度的枠組みの構築**
交通政策調査会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.16)
『バス・タクシー・台車・ライドシェアに係る「交通空白」について、地域の輸送資源をフル活用して解消するため、運転者の併用や車両等に限り、地方公共団体が主体性を発揮して交通事業者や施設運営者一中心的な役割等から担い手を得る等、地域の事業者が連携してその実現に資した適切な制度による連携サービスの創出を促す等、地域交通の地域公共交通特定事業として新たに創設し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を軽減するなど制度的対応を講じる。』
- **先進的プロジェクト等に対する支援**
「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
・地域交通DX「COMmmONS」
⇒先進的なプロジェクト等に対し、**国の積極的な関与により実現を後押し**

本省 厚生労働省・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで会合間・わたる他分野連携を促進。

運輸局 自治体の管内連携も含めた地域における他分野連携を空渡し、担い手となる事業者の選出により地域の困りごとの解決に向けて存続支援。

- ◆ 県内における輸送資源フル活用の事例を紹介した上で、こうした事例のさらなる創出を目指し、交通・福祉・教育・観光の各組織が部局横断で連携し、取組みを推進していくことを確認。

芦北町ふれあいツクールバス



芦北町より提供

芦北町の「ふれあいツクールバス」は、登下校の時間帯はスクールバス、日中はコミュニティ交通(ふれあいツクールバス)として運行されており、児童や生徒だけでなく、高齢者や車を持たない住民の移動手段の確保に貢献。

Ⅲ 本プロジェクトチームの位置づけと今後の進め方



- ◆ 本プロジェクトチームでは、交通のみならず、健康福祉部、観光文化部、教育庁等、関係部局が連携し、分野横断的に地域の移動手段を確保・改善する取組みを進める。
- ◆ また、地域公共交通の課題解決に取り組む市町村等にも参加いただき、必要に応じてヒアリング等も行いつつ、課題解決を図る。

輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム (課題解決に取り組む市町村等も参加)



部局横断で連携し、地域の交通課題の解決を推進




◆ 第2回PT(R8.3.26開催)では、市町村におけるフル活用の状況及び課題を調査し、結果を報告。

市町村の交通担当課に調査を実施したところ、交通と医療・福祉、教育、観光の各分野で輸送資源のフル活用に取り組む団体が12団体、検討を進めている団体が10団体あることが判明。

調査を進める中で、輸送資源のフル活用にあたっては以下の懸念を示す団体が存在することも確認。

市町村における輸送資源フル活用の状況及び課題
市町村調査結果の概要—(1)フル活用の事例

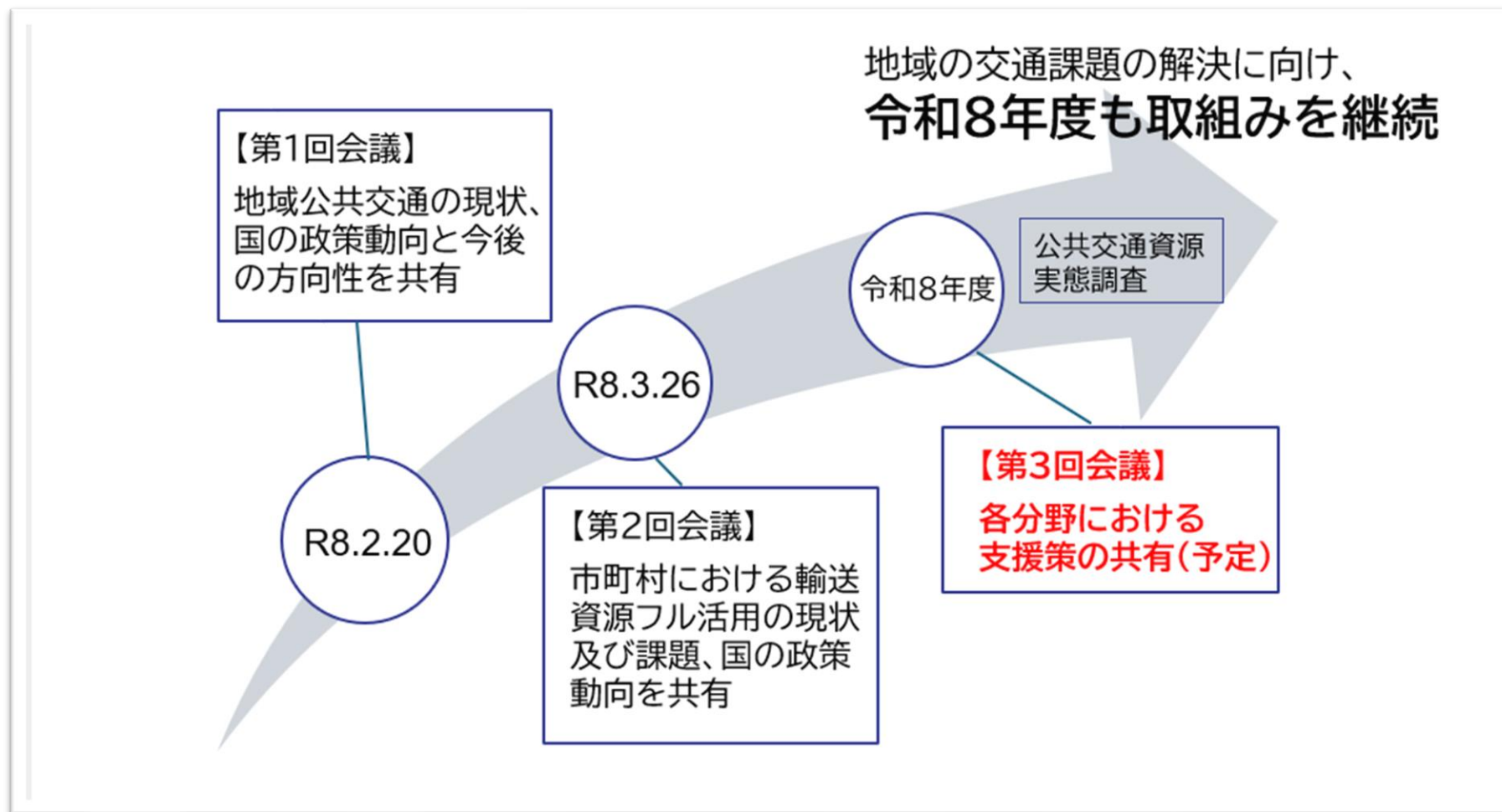
◆ 県内における交通と各分野で連携して輸送資源をフル活用した事例と団体数は以下のとおり。

交通 × 教育	交通 × 福祉
 スクールバスの空き時間を利用した コミュニティバスの運行 (2団体)	 社会福祉協議会の車両と 有償ボランティアを活用した 高齢者等の外出支援等 (4団体)
 スクールバスへの地域住民の混乗 (6団体)	



- ① 既存の支援策との
整合性の欠如
- ② 交通以外の分野の
輸送資源の不足
- ③ 複数分野間や既存の
事業者との調整機能の
不足

- ◆ 法令改正等の国の政策動向を注視しつつ、令和8年度も取組みを継続し、**輸送資源フル活用**の事例の創出を目指すとして、認識を共有。



法令改正 & 「交通空白」解消パイロット・プロジェクトの創設

- ◆ 5月には「令和8年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト(第1弾)」が公表。
- ◆ 6月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法案が成立。

令和8年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト(第1弾)

地域輸送資源のフル活用

事業イメージ

①医療・福祉・教育等の交通以外の複数分野と連携し、地域輸送資源[※]の共同化・協業化等により地域住民等の移動手段を確保するため、地域における課題やその対応方法・手順等を整理し、地域の実情を踏まえた交通サービスの提供に向けて取り組む事業

※交通事業者等の持つ輸送資源に加え、他分野の施設等が保有する施設送迎に係る人員・車両等

②都道府県的主导のもと、複数市町村でフル活用の取組を検討・実行していくための体制の構築を行う事業

支援対象

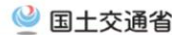
①地方公共団体(※都道府県が申請する場合は、事業実施地域内の市区町村との共同申請が必須)、地方公共団体を中心に構成される協議会等

②都道府県

※地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響などの程度緩和されるか、波及効果の測定を行う事業について、高く評価

支援対象経費

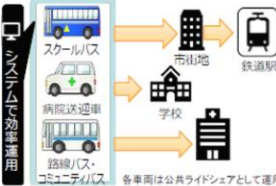
- ・事業実施に向けた基礎データ収集や分析等の調査費
- ・輸送資源を共同活用し提供する場合は実証運行経費
- ・共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入、ドライバー確保等に係る経費
- ・合意形成のための会議等の運営費 等



イメージ例①-1: 需給を統合調整
各分野の車両と運転手の空き時間を他の用途に活用出来るよう調整

イメージ例①-2: 需給を集約
交通モードを路線バスに一本化し増強。各需要の利用者で共同利用(混乗)

イメージ例②: 都道府県主導の体制構築
都道府県内の関係部局に加え、複数市町村も参画の上、分野横断的に地域の移動手段を確保するための検討体制を構築



令和8年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト(第1弾)

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

○「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体(X)を選定し、Xへ協力する者(Y)をあっせんすることで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」を創設

地方公共団体が主導して、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供



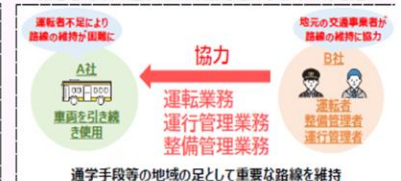
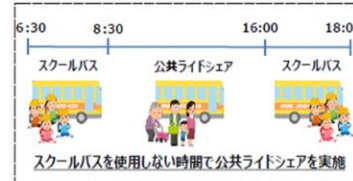
施設利用者用運送サービス提供者(教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者)

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

【施設利用者用運送サービス提供者による協力】 【交通事業者同士の協力】

○ 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供

○ 運転者不足を理由に路線の維持が困難となったバス路線を地元の交通事業者の協力を得る形で運行を継続



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

- ◆ 県では、「令和8年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト(第1弾)」を活用(公募申請中)し、令和8年度に「熊本県交通資源データベース構築事業」を実施。

【事業名】 熊本県交通資源データベース構築事業

【事業主体】 熊本県地域公共交通協議会

- 【事業概要】
- ・ 県内の交通事業者のほか、教育、福祉、観光等の各分野を含む、あらゆる輸送資源(運転士、車両等)の保有・運用状況を調査。
 - ・ 調査結果を分析し、**輸送資源の過不足の状況や他用途への活用可能性をとりまとめ、当該情報をデータベースとして構築**する。
 - ・ 完成したデータベースは、県内市町村・交通事業者等に展開し、関係者が自ら近隣地域の輸送資源の保有状況や活用可能性を検索することで、**輸送資源の需給マッチングを図ることのできる環境を整備**する。

Before

通常は旅館の送迎バスとして運行しているが、運行していない**空き時間帯がある**。

(旅館の送迎バス)



After

(乗合バス)



運行していない時間帯を活用し、乗合バスとして地域住民を運送する。

構築したDBにより、近隣地域の輸送資源の保有状況、空き時間における活用可能性を検索し、需給をマッチング

フル活用の働きかけ

- ◆ 県では、「令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」を活用し、令和8年度に「輸送資源のフル活用推進・企画立案事業」を実施。

【事業名】 輸送資源のフル活用推進・企画立案事業

【事業主体】 熊本県地域公共交通協議会

【事業概要】 (事業の運営・管理をコンサルに委託)

- ・ PTの運営支援、フル活用に向けた他県の事例収集を行う。
- ・ 「熊本県交通資源データベース構築事業」における調査結果に基づき、**県内における輸送資源のフル活用に向けた具体の施策を提案**する。

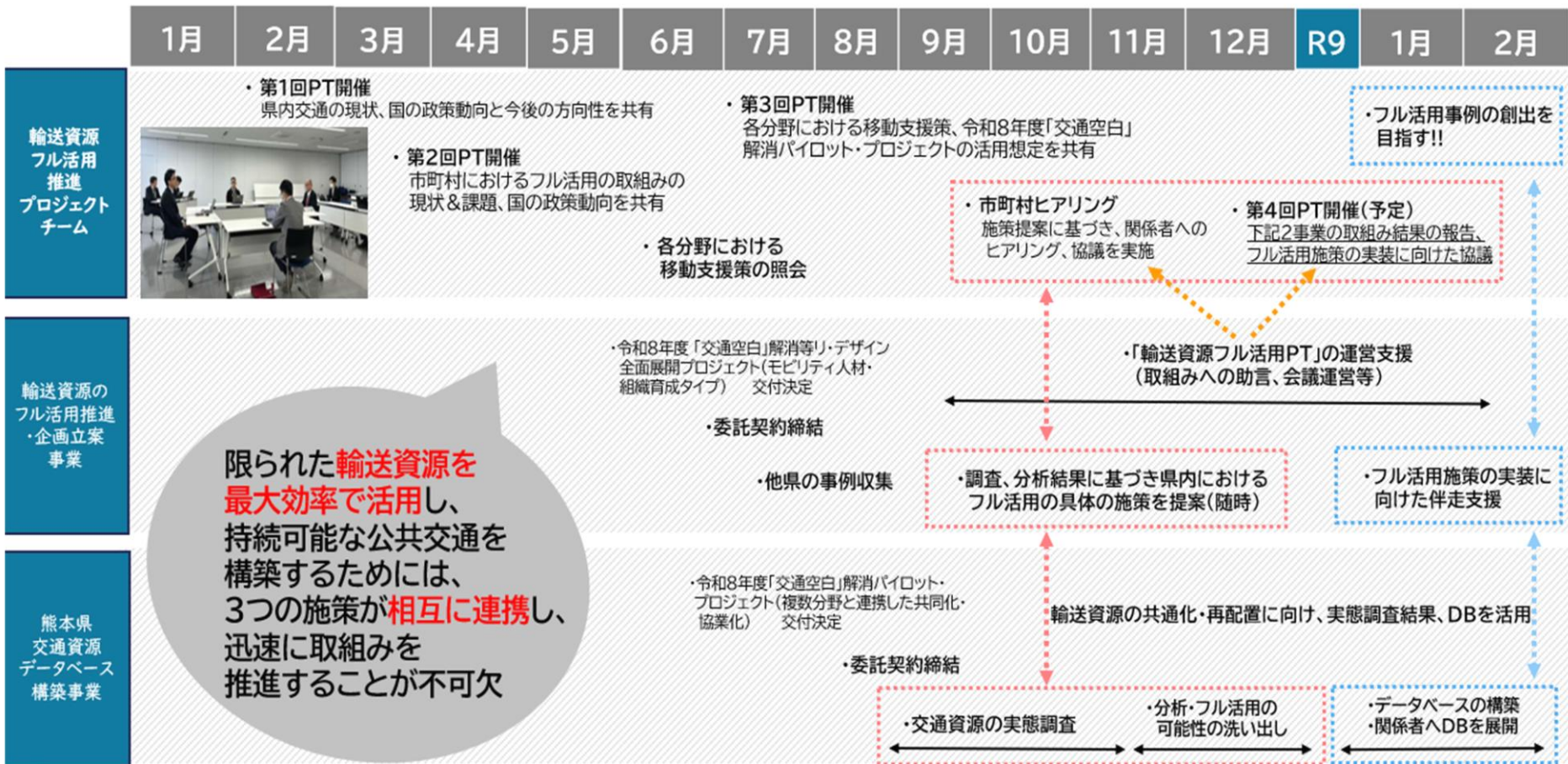
(ex. □市の福祉施設送迎バスの空き時間を活用して、
▲地区の乗合バスとして運行するのがよい、
●町のスクールバスと町営バスを統合してワゴン車の形態で運行するのがよい、等)

各分野の車両と
運転士の空き時間を
他の用途に活用
できるように調整



各施策・事業の連携体制

◆ 輸送資源のフル活用に係る事例の創出を目指し、それぞれの施策・事業が連携して取組みを進めることで、**県内全域で交通空白を解消し、将来まで持続可能な公共交通網を構築する！**



限られた**輸送資源**を**最大効率**で活用し、**持続可能な公共交通**を構築するためには、**3つの施策が相互に連携し、迅速に取組みを推進することが不可欠**

庁内関係部局における調査結果の概要

- ◆ 昨年度、市町村に対しヒアリングを行う中で、既存の補助制度とフル活用の取組みとの整合性の欠如が課題として顕在化。
- ◆ 取組みを推進するため、各分野における既存の補助制度を調査。

調査概要

- 調査対象 庁内関係部局(健康福祉部、観光文化部及び教育庁)
- 調査期間 令和8年6月
- 調査内容 医療・福祉、教育、観光の各分野における、国又は県による輸送資源に係る補助制度の概要及び当該補助を受けている輸送資源の他分野連携の可否

庁内関係部局における調査結果の概要

◆ 各分野における既存の補助制度の調査結果は以下のとおり。

医療・福祉

回答:7件

(補助事業)

- ・へき地患者輸送車(艇)整備事業
- ・放課後児童クラブ送迎支援事業
- ・広域的保育所等利用事業 等

(補助対象事業者)

- ・市町村、事業所 等

(補助対象経費)

- ・車両購入費、人件費、燃料費 等

補助を受けている輸送資源の
他分野連携の可否
(地域交通×医療・福祉)

➡ 「可」の回答なし

教育

回答:6件

(補助事業)

- ・へき地児童生徒援助費等補助金
- ・高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助事業 等

(補助対象事業者)

- ・市町村、保護者会、交通事業者 等

(補助対象経費)

- ・車両購入費、運行経費 等

補助を受けている輸送資源の
他分野連携の可否
(地域交通×教育)

➡ 可 (1件回答)

観光

事例なし

庁内関係部局における調査結果の概要

◆ 既存制度による補助を受けている輸送資源の他分野連携の可能性について

他分野連携：可（地域交通×教育）

補助事業	他分野連携の内容
<p><u>へき地児童生徒援助費等補助金</u></p> <p>(内容) 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づき、通学条件の緩和を目的とした支援を行うもの。</p> <p>(補助対象経費) スクールバス等車両購入費、遠距離通学費、離島高校生修学支援費 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● バス等の交通機関のない地域又は交通機関の運行回数が著しく少ないことにより交通機関の利用が著しく困難となっている<u>地域の住民のため、スクールバス・ボートを児童生徒の通学以外の目的で運行し、又は混乗により利用することが可能。</u> ● ただし、<u>地域住民の利用に係る経費は補助対象外とする。</u>

※ 「スクールバスと地域交通の効果的な活用」について、国から取扱通知が発出されており、① スクールバス車両の空き時間活用、② スクールバスへの地域住民の利用(混乗)について、既存の補助制度に係る取扱いが明示されている。

令和6年10月11日付け 6教政策第12号、国総地第133号、国総モ第64号
「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」

庁内関係部局における調査結果の概要 -課題-

◆ 既存制度による補助を受けている輸送資源の他分野連携の可能性について

一方で…

他分野連携の可否に関し、既存制度上の懸念事項が複数あることも確認。

理由・聞き取り内容

- ・ 輸送資源の他分野連携に当たり、既存制度による補助を受けた車両などが利用できない可能性がある。
- ・ (他分野連携に当たり)取扱通知等が発出されていないため、車両の空き時間活用など、既存の補助制度内でどこまで対応できるのか分からない。

(課題)

- 既存制度により補助を受けている輸送資源を、当該補助の目的外の用途に活用できるか懸念がある。
- 一部の輸送資源を除き、他分野連携に係る取扱いが明文化されていない。

- ◆ 庁内関係部局への調査結果(懸念事項等)や国の政策動向を踏まえ、今後は以下のとおり対応していくこととしたい。

①
既存の補助制度との
整合性の欠如

- 既存制度による補助を受けている輸送資源について、そのフル活用の取組みを推進するには、制度上の制約がある可能性。
- 各補助制度における輸送資源のフル活用に係る取扱いの明文化が求められる。

⇒ フル活用と整合の取れた支援のあり方を検討し、必要に応じて国に要望。

②
県内における
輸送資源フル活用の
取組みの検討

- 「交通資源データベース構築事業」及び「輸送資源のフル活用推進・企画立案事業」の実施により、各分野の輸送資源を把握した上で、有効な施策を提案する。

⇒ 市町村等へ輸送資源フル活用の働きかけを行い、PTにおける協議を経て具体の事例の創出を目指す。

地域公共交通に関する国の政策について

九州運輸局
交通政策部 交通企画課

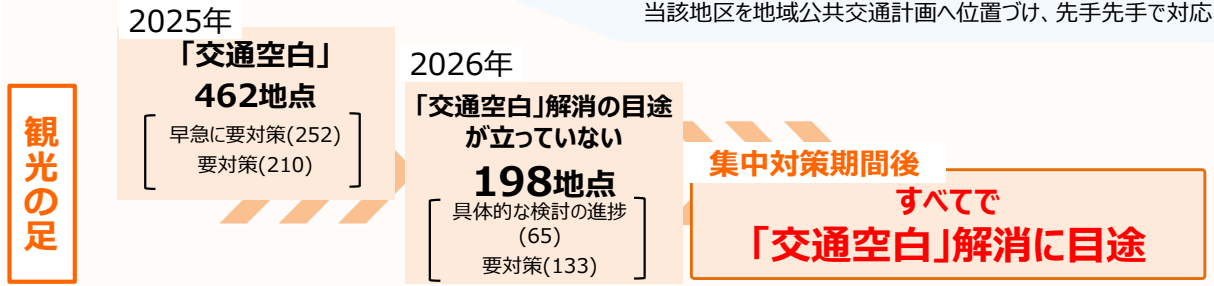
「交通空白解消・集中対策期間」における取組方針

- すでに把握している「交通空白」解消に目途をつけることに加えて、今回の調査で新たに把握した「交通空白」についても、**集中対策期間（令和7～9年度）での解消に着手**すべく、取組を深化。「交通空白」を将来にわたり安定的に解消していく段階を目指し、新たに創設する認定制度も活用し、全国的な取組を加速化。
- 「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体的に支援。その際、地域公共交通は生活交通としての役割と観光振興に資する役割の双方を有するとの認識のもと、「地域の足」と「観光の足」を「車の両輪」として一体的に推進するほか、**自動運転等の新たな技術を活用**。

(1) 目の前の「交通空白」への対応



※加えて、未然防止が必要な地区(要モニタリング地区)については、当該地区を地域公共交通計画へ位置づけ、先手先手に対応



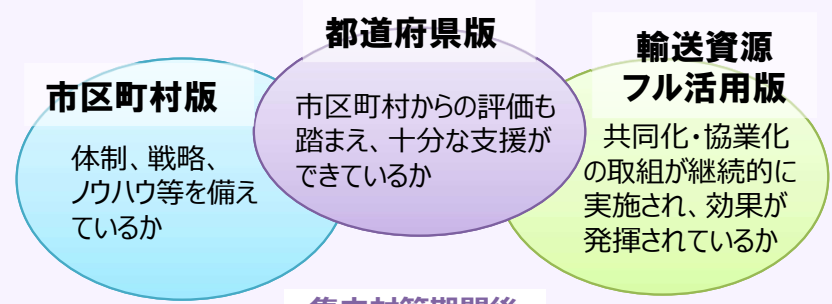
※加えて、未然防止が必要な地点(要モニタリング地点)については、関係者による協議の場の立ち上げや伴走支援等を重点的に実施するなど、先手先手に対応

(2) 「交通空白」を発生させない持続可能な体制づくり

持続可能な体制づくり認定

- ① 持続可能な体制整備を図る市区町村
- ② 市区町村の牽引・伴走支援を行う都道府県
- ③ 共同化・協業化による効果的な取組

を国土交通省「交通空白」解消本部において評価し、認定（2026年度中に創設）



集中対策期間後

300の市区町村、全都道府県、100件の事例創出

「交通空白」の把握から、実装・担い手確保・DXによる高度化までを一体支援（5本の矢）

地域輸送資源のフル活用等への制度的支援	計画策定から実証・実装に至るまでの切れ目のない十分な財政支援	官民連携、地域連携を促進する基盤整備	自動運転社会実現本部との連携/地域交通DX (COMmmmons)等による先進技術導入の環境整備	観光を起点とした地域交通の持続可能性の強化
---------------------	--------------------------------	--------------------	--	-----------------------

「交通空白」解消に向けた取組の加速化

取組方針2026を踏まえ、「地域の足」の確保と「観光の足」の確保の両面を「車の両輪」と位置づけつつ、地域交通DXや自動運転等の新たな技術の実装など、取組内容の深化を図ることにより、「交通空白」を将来にわたり安定的に解消していく段階へと発展させていく。

① 地域輸送資源のフル活用等への制度的支援

地域の実態と将来像を踏まえ、輸送資源を分野横断でフル活用する取組を含む戦略設計を支援するため、改正地域交通法で創設された各種制度、計画策定や人材育成に資する情報提供等を実施するとともに、地方運輸局等による伴走支援を展開

- 文科省／厚労省と連携した「地域輸送資源のフル活用」の実装化（自動車地域旅客運送サービス再構築事業、パイロット・プロジェクト等）
- 連携促進団体 ● 認定制度 ● まちづくりや住宅政策との連携 等

主な取組

⑤ 観光を起点とした地域交通の持続可能性の強化

地域住民の「生活の足」を確保しつつ、観光と生活を一体化した交通体系を構築することで、観光需要を取り込み、地域交通の利用基盤を強化し、持続可能性向上の好循環を図る

- 計画策定段階からの観光需要把握 ● 多客期等需要変動への対応
- 観光フィーダー補助 ● 利便性向上

主な取組

② 計画策定から実証・実装に至るまでの切れ目のない十分な財政支援

構想段階から実証・実装、本格運行まで切れ目のない十分な財政支援を行い、計画倒れを防ぐ。その際、観光との連動や交通再編・DXを一体的に進め、持続可能で自立的な地域交通の定着を図る

- 計画策定やアップデートへの支援・「交通空白」解消への財政支援
- 幹線・フィーダー補助への支援と鉄道バス路線等の再構築の促進
- DX・GXの活用や人材確保支援等

主な取組

④ 自動運転社会実現本部との連携／地域交通DX等による先進技術導入の環境整備

人口減少や担い手不足に対応するため、自動運転や地域交通DXを活用した社会実装を推進し、データ連携と先進技術により「交通空白」解消と持続可能な地域交通の実現を図る

- 国土交通省自動運転社会実現本部 ● 地域交通DX (COMmmONS)

主な取組

③ 官民連携、地域連携を促進する基盤整備

官民連携プラットフォームの全国規模へ拡大した基盤を生かし、対面・オンライン双方のマッチング強化により、具体的案件創出を加速し、「交通空白」解消につながる実効的連携を推進

- マッチング・イベント、サイト充実、成功事例の発信による案件創出

主な取組

「交通空白」解消に向けた施策の現在の取組状況 (令和7年5月30日以降)

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との**橋渡し・調整**、都道府県と連携した制度等の説明会の開催等を実施

首長等訪問数

事務打ち合わせ数

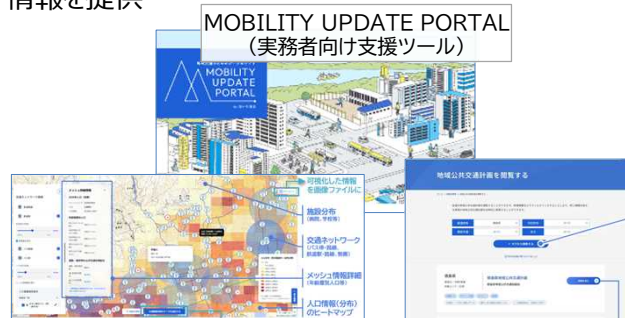
406市区町村※ **629市区町村**※



※第4回「交通空白」解消本部 (令和7年5月30日) 以降

制度・事例等に係る情報・知見の提供

実務者向け支援ツール「**MOBILITY UPDATE PORTAL**」の公開、機能強化をはじめ、公共交通担当者に役立つ情報を提供



人口や交通データの情報重ね合わせ可能な「現状可視化ツール」、全国の地域公共交通計画が閲覧可能な検索機能など、初心者から上級者まで活用可能

実証・実装等に向けた十分な財政支援

「交通空白」地区におけるデマンド交通の実証・実装、担い手確保、計画策定やアップデート等を**幅広く財政支援**し、自治体や交通事業者による「交通空白」解消を後押し

地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度当初予算+令和7年度補正予算で**約600億円**を確保

【財政支援の例】 R8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備等への支援

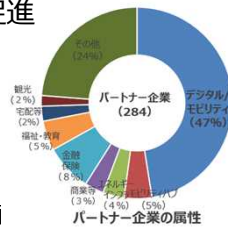
支援実績 (R8.4月時点)
「交通空白」解消タイプ: 217件 地域交通DX推進タイプ: 28件
共同化・協業化促進タイプ: 34件 モビリティ人材・組織育成タイプ: 89件

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

交流・マッチング、パイロット・プロジェクトの展開等を通じ、自治体、交通事業者と様々な分野の企業・団体とのネットワーク構築や新技術・サービスの活用を促進

プラットフォームの特徴

- ・会員数: **1,836**団体 (R8.5.31時点)
- ・全都道府県が参加。市区町村も過半数が参画
- ・パートナー企業はデジタル・モビリティ、エネルギー・インフラ、金融など多様



先進事例の創出



マッチングの推進

専用サイト構築のほか、全国でマッチング・イベントを開催

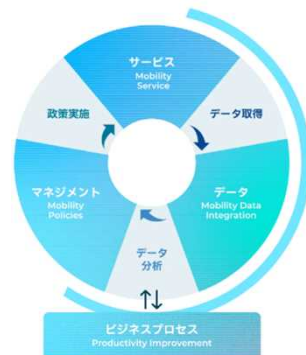


全国各地の先進的な取組を共有

地域交通DX

システム標準化等により地域交通の連携・協働の障害となるサービスやデータなどの「個別最適化」を打破し、利用者利便向上や事業生産性改善等を促す「**地域交通DX**」を推進

地域交通DX推進プロジェクト「COMmmONS」



- ・ 地域交通の持続可能性、利便性、生産性を向上させるデジタル技術活用 (DX) のベスト・プラクティス創出と標準化の推進
- ・ 開発成果である技術的なナレッジや標準仕様を定めたドキュメント作成などのオープンソース戦略の推進

新たな制度的枠組みの構築 地域交通法の改正 等

「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律 (令和8年法律第35号)**」により、市町村等が先導する事業者・産業・自治体の壁を超えた連携・協働 (モビリティ・パートナーシップ・プログラム) による輸送資源のフル活用、共同化・協業化、市町村等の地域交通関係事務を補完・代替する主体の構築、モビリティデータの活用等を促進

【法律の主な内容】

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

「交通空白」等になっている地域で、運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業を認定

連携促進団体の活動推進

関係者間の調整役として重要な役割を果たしている**交通事業者以外の企業・団体**を「連携促進団体」として位置づけ

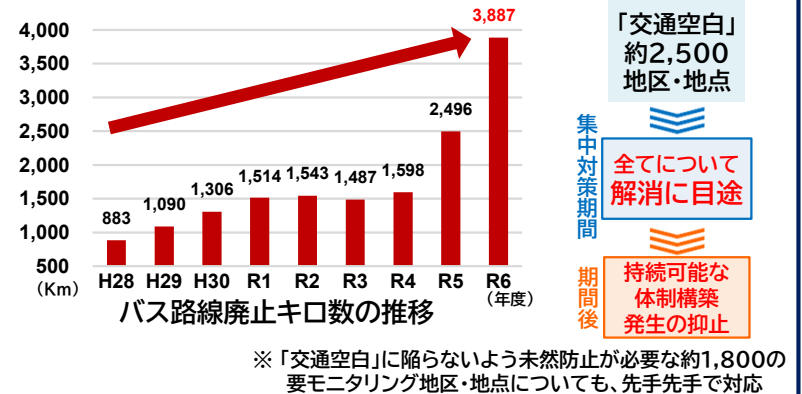
モビリティデータの利活用

地方公共団体による**データ提供等の協力要請**に対し、**正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じる**こととし、事業実施を促進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第35号)

背景・必要性

- 地域公共交通は、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であるが、急速な人口減少・少子高齢化により、**運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少**する一方で、**免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、**外出・通院機会の減少による健康面への悪影響**や、**現役世代による子どもや高齢者の送迎負担の増大**等により、**地域の活力の低下、さらなる人口減少**という負の連鎖を招く可能性。
- 地域公共交通の**司令塔役である地方公共団体**も、特に中小規模の市町村では、**人材・ノウハウが不足**。
- このため、**輸送資源のフル活用、共同化・協業化**等により、**集中対策期間(令和7~9年度)**での「**交通空白**」の解消・将来的な発生抑制、ひいては**持続可能な地域公共交通の実現を図る必要**。



法案の概要

1. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

- バス、タクシー、公共ライドシェアに係る「**交通空白**」等について**地域の輸送資源をフル活用して解消**するため、**運転者や車両等に関して運送主体とは別の交通事業者や施設送迎提供者から協力が得られるよう地方公共団体があっせん**等することで、**複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業を創設**。【自動車地域旅客運送サービス再構築事業】
- 市町村が**協力・連携を図るべき地域の関係者として、学校、病院、福祉施設、商業施設等の利用者の送迎サービスを行う者を追加**し、上記の事業実施への協力に係る努力義務を規定。【施設利用者用運送サービス提供者】
- 船舶検査に伴う運航の休止・減便により日常生活等へ影響が生じることを回避するため、**他の事業者から、代替運航や船舶の貸渡しの協力を得て運航の確保を図る事業**を創設。【海上運送利便確保事業】



複数者による車両・車庫の共有 (広島県広島市)



輸送資源のフル活用 (岐阜県白川町)



離島航路に就航する船舶 (山口県防府市)

2. 連携促進団体の活動推進

- 交通事業者以外の様々な企業・団体も、**地域交通の課題解決に全国各地で取り組んでおり、多様な知見を蓄積しながら、市町村や交通事業者、地域交通を利用する住民等との間の調整役として重要な役割を果たしつつある**。
- このため、**地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う企業・団体について、法定協議会への参加促進、地域公共交通計画の提案権を措置**し、より一層の活動を推進、人材・ノウハウの活用を図る。【連携促進団体】



3. モビリティデータの活用

- 鉄道事業再構築事業や創設する**自動車地域旅客運送サービス再構築事業、地域公共交通利便増進事業等の地方公共団体が主導して事業実施計画を作成することが必要な事業**については、**地方公共団体が行う事業実施計画作成時の情報提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除き、交通事業者等は要請に応じなければならない**こととし、事業実施を促進。

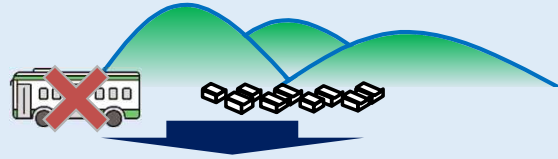
4. その他

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係る(独)鉄道・運輸機構による**出融資**を措置。<予算>
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対して地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができる**特例を追加**するなど、所要の改正を実施。

【施行期日】

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

バス・タクシー・公共ライドシェアの廃止等により、
移動手段の確保が課題となっている
全国で約2,500に上る「交通空白」等



地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築

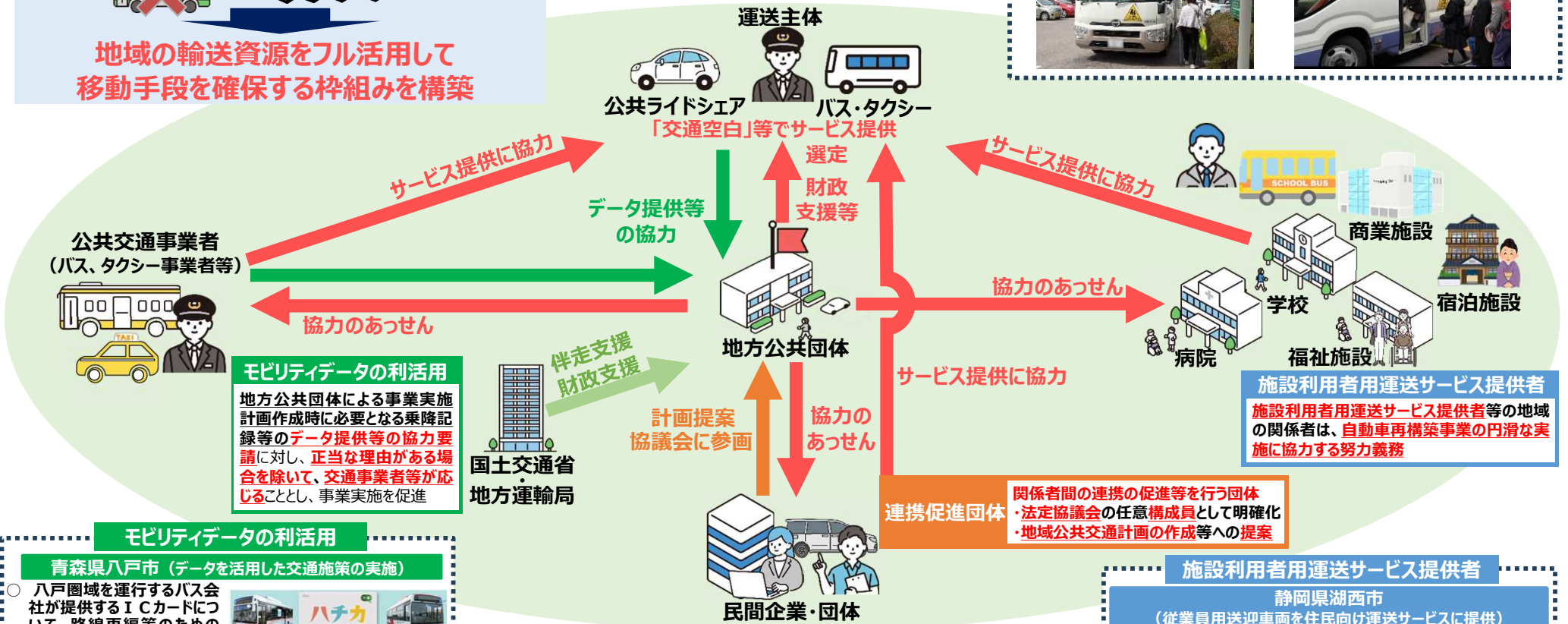
自動車地域旅客運送サービス再構築事業

地方公共団体が、**最適な運送形態**によるサービスを提供する運送主体を**選定**
地方公共団体の**あっせん**により、運送主体が、**地域の関係者からサービス提供に必要な輸送資源の提供等の協力を受ける**
⇒運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する事業

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

岐阜県白川町（病院バスとの統合等）

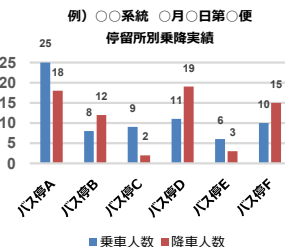
- 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
- 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けて、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用



モビリティデータの利活用

青森県八戸市（データを活用した交通施策の実施）

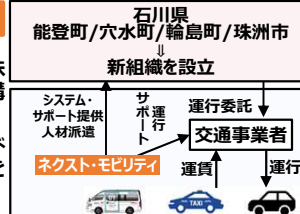
- 八戸圏域を運行するバス会社が提供するICカードについて、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結
- 通年での利用者の推移や通学・通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用
- 時間帯別の路線バスの利用者数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施



連携促進団体

石川県奥能登地域（民間企業の協力）

- 奥能登地域（石川県能登町/穴水町/輪島市/珠洲市）でAIデマンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う
- 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す



(出典) 交通政策審議会交通体系分科会 R7第3回地域公共交通部会 ネクスト・モビリティ資料を加工

施設利用者用運送サービス提供者

静岡県湖西市 (従業員用送迎車両を住民向け運送サービスに提供)

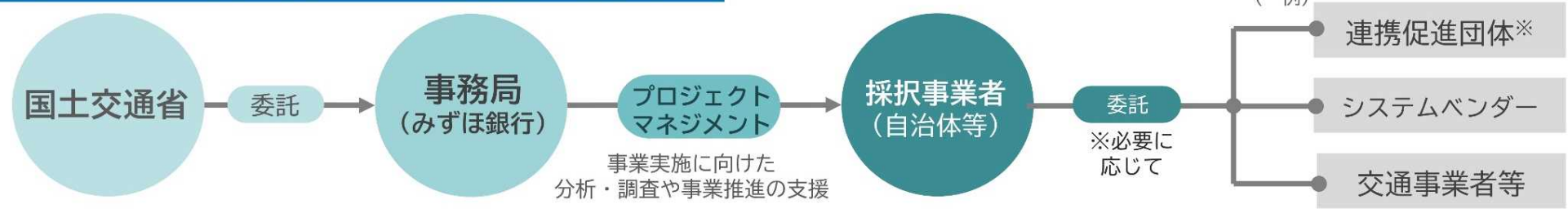
- 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）
- 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）



- 人口減少・高齢化に伴い、公共交通の担い手不足による供給制約が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、病院・学校等の統合・集約が急速に進展するなど、移動需要は増大。
- こうした課題に対応し、移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整し、あらゆる地域輸送資源※のフル活用を推進する必要。加えて、複数市町村でフル活用の取組を検討・実行していくためには、都道府県の主導のもとで体制を構築することが有効。
※交通事業者等の持つ輸送資源に加え、他分野の施設等が保有する施設送迎に係る人員・車両等
- また、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域の活力を維持するとともに、地域住民が不便なく安心して暮らせるよう、住宅政策やまちづくりと連携した地域公共交通の確保を推進する必要。
- 上記のような取組等について、実証事業の中で、地域における課題やその対応方法・手順、地域社会への波及効果等を整理することで、全国に展開できるようなノウハウの創出を図る。

パイロット・プロジェクト（実証事業）の流れ

(各事業上限 4,000万円)



実施体制



- 選定された事業の進捗等は国土交通省及び事務局においてマネジメント、フォローアップを実施。
- また、事業審査や実施報告時等においては、関係省庁等と連携し、事業内容の確認を実施し、一体で取り組む。

公募期間



(※) 自治体と連携し、関係者の連携・調整を図りながら地域交通施策の推進に貢献する外部組織

- **第1弾：地域輸送資源のフル活用**
5月18日(月)～6月15日(月) 16:00(必着)
- **第2弾：住宅・まちづくり連携等**
5月下旬頃 事業公募開始予定(1ヶ月程度)

地域輸送資源のフル活用

事業イメージ

- ①医療・福祉・教育等の交通以外の複数分野と連携し、**地域輸送資源**※の共同化・協業化等により地域住民等の移動手段を確保するため、地域における課題やその対応方法・手順等を整理し、地域の実情を踏まえた交通サービスの提供に向けて取り組む事業
 ※交通事業者等の持つ輸送資源に加え、他分野の施設等が保有する施設送迎に係る人員・車両等
- ②都道府県の主導のもと、複数市町村でフル活用の取組を検討・実行していくための体制の構築を行う事業

支援対象



- ①地方公共団体(※都道府県が申請する場合は、事業実施地域内の市区町村との共同申請が必須)、地方公共団体を中心に構成される協議会等
- ②都道府県

※地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響がどの程度緩和されるか、波及効果の測定を行う事業について、高く評価

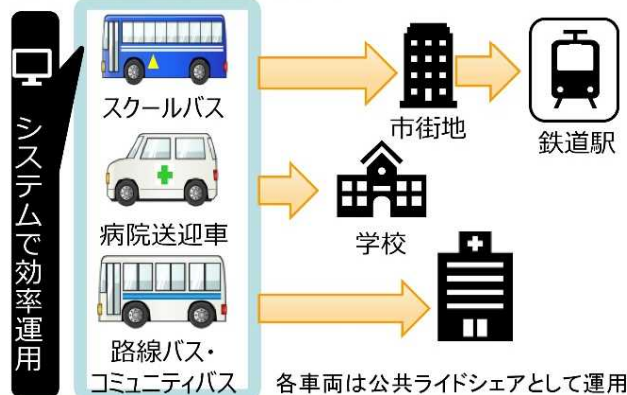
支援対象経費



- ・事業実施に向けた基礎データ収集や分析等の調査費
- ・輸送資源を共同活用し提供する場合の実証運行経費
- ・共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入、ドライバー確保等に係る経費
- ・合意形成のための会議等の運営費 等

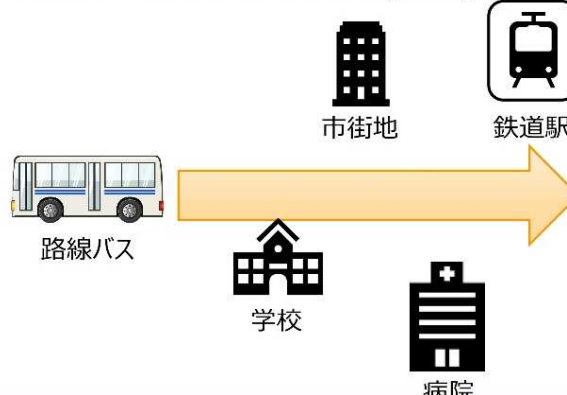
イメージ例①-1：需給を統合調整

各分野の車両と運転手の空き時間を他の用途に活用出来るよう調整



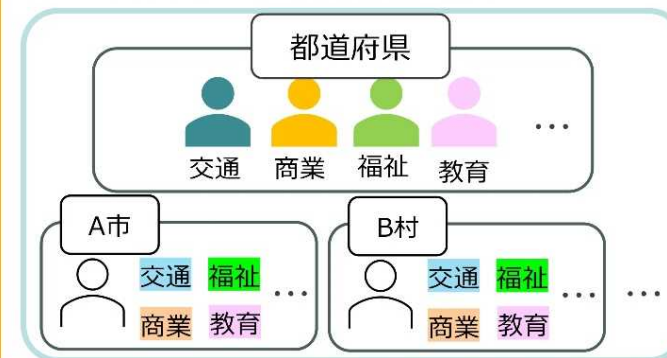
イメージ例①-2 需給を集約

交通モードを路線バスに一本化し増強。各需要の利用者で共同利用(混乗)



イメージ例② 都道府県主導の体制構築

都道府県内の関係部局に加え、複数市町村も参画の上、分野横断的に地域の移動手段を確保するための検討体制を構築



輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）は、人口減少や運転士不足等により地域公共交通の維持が困難となっている状況や「交通空白」の発生が懸念される状況に対応するため、庁内関係部局が連携し、分野横断的に地域の移動手段を確保・改善する取組みを進めることを目的とする。

(事業)

第2条 PTは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国及び県の支援制度や市町村の課題対応事例等の情報共有
- (2) 熊本県地域公共交通計画に基づく事業の進捗状況及び課題の共有
- (3) 地域公共交通の課題解決に取り組む市町村への支援

(構成員)

第3条 PTは、別表に定める者により構成する。

(会長)

第4条 PTに座長を置き、企画振興部交通政策・統計局交通政策課長をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 座長は、PTを代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 PTは、必要に応じて座長が招集する。

- 2 PTの運営及び進行は、座長がこれにあたる。
- 3 構成員は、都合により欠席する場合、代理人を出席させることができることとし、あらかじめ座長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 座長は、必要と認めるときは構成員以外の者に対してPTへの出席を求め、意見を聞くことができる。

(アドバイザーの参画)

第7条 必要に応じ、PTにアドバイザーとして国の関係機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課に置き、会議の円滑な運営のため庶務を処理する。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この規約は、令和8年(2026年)2月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

PTメンバー

熊本県	企画振興部交通政策・統計局交通政策課長
	健康福祉部健康福祉政策課長
	観光文化部観光振興課長
	教育庁教育政策課長
参加を希望する市町村	交通政策担当課長等

オブザーバー

熊本県	各広域本部(総務)振興課長等、各地域振興局総務振興課長等
-----	------------------------------